

(登録事業者の皆様へ)

令和3年8月19日

## まん延防止等重点措置の「改定」について

<北海道商工会議所連合会>

北海道における「まん延防止等重点措置」は、以下の改定が行われております。  
本キャンペーンは下記の要請内容に沿って運用いたしますので、登録事業者におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

措置区域 8月2日(月)～ 札幌市  
8月14日(土)～ 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、  
当別町、新篠津村、小樽市  
8月20日(金)～ 旭川市

適用期間 9月12日(日)まで

要請内容 (1) 措置区域 及び (2) その他の市町村 に区分

**(1) 措置区域** 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、  
新篠津村、小樽市、旭川市

**期 間** 令和3年8月2日(月)～ **9月12日(日)まで**

※8月2日(月)～ 札幌市

※8月14日(土)～ 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市

※8月20日(金)～ 旭川市

※以下、本キャンペーン(飲食)に関する箇所のみ抜粋しています

**対象施設**

- ① 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- ② キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- ③食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

**要請内容** ◆営業時間は、5時から20時まで。

◆酒類の提供は、終日行わない。(利用者による酒類の店内持込みを含む)

◆次の感染防止対策を実施する。

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止  
(すでに入場している者の退場も含む)

- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う  
（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践） など

◆**飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。**

◆**業種別ガイドラインを遵守する。**

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給。

※要請期間の全てにおいて、北海道の要請に協力いただくことが支給要件の一つとなります。

【飲食店等に対する支援金：1店舗1日当たり】

中小企業・個人事業者：3万円から10万円（前年度または前々年度売上高の3割をもとに計算）

大企業：上限20万円（前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算）

◇要請内容の詳細は、下記の北海道ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>

◇支援金の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

●札幌市内の事業者（札幌市ホームページ）

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin\\_0726iko.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0726iko.html)

●石狩管内、小樽市、旭川市の事業者（北海道ホームページ）

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html#210814\\_ishikari&otaruiinsyokutenntou](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html#210814_ishikari&otaruiinsyokutenntou)

◇支援金の「概要チラシ」は、下記ホームページをご確認ください。

●札幌市内の事業者（札幌市ホームページ）

8/2~8/31 チラシ

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/tirashi0802-0831tuiki.pdf>

9/1~9/12 チラシ

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/01\\_gaiyochirashi0901-0912.pdf](https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/01_gaiyochirashi0901-0912.pdf)

●石狩管内、小樽市、旭川市の事業者（北海道ホームページ）

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html#210814\\_ishikari&otaruiinsyokutenntou](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html#210814_ishikari&otaruiinsyokutenntou)

**(2) その他の市町村** ※本キャンペーン（飲食）に関する箇所のみ抜粋しています

期 間 令和3年8月2日（月）～ **9月12日（日）まで**

- 要請内容
- ◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する。（協力依頼）
  - ◆業種別ガイドラインを遵守する。
  - ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
  - ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。

※要請内容の詳細は、下記の北海道ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>